



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
施行規則等の一部を改正する省令  
(環境一九)

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本  
指針の策定について(農林水産省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係  
特殊法人等

中日本高速道路株式会社料金の額及び  
徴収期間の変更、弁理士登録・特  
定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁  
護士連合会弁護士名簿登録・登録換  
え・登録取消し・沖縄弁護士名簿登  
載取消し・氏名変更・職務上の氏名  
の使用・廃止・印章紛失・外国法事  
務弁護士名簿の登録・公示送達・懲  
戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定  
関係

地方公共団体  
行旅死亡人、特定空家等の除却命令  
関係  
会社その他  
会社決算公告

五 五

省

令

○環境省令第十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)を実施するため、廃棄物の  
処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十四日

環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令  
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)  
 第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(指定)</p> <p>第九条の二の二 前条第四項の規定による指定(以下この条から第九条の二の八までにおいて「指定」という。)は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための活動を推進することを目的とし、同項の規定による書類の作成の業務(以下この条から第九条の二の七までにおいて「業務」という。)を適切かつ確実に行うことができるものであつて、次の各号に掲げる要件を全て備えるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</li> <li>二 業務を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</li> <li>三 法人であつて、次のいずれかに該当する者であること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第一号に規定する公益社団法人又は同条第二号に規定する公益財団法人</li> <li>ロ 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第七号に規定する取締役会設置会社であり、かつ、同条第十一号に規定する会計監査人設置会社</li> <li>四 次のいずれにも該当しない者であること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第十四条第五項第二号イに該当する者</li> <li>ロ 第九条の二の七第二項の規定により指定を取り消された日から五年を経過しない者</li> <li>ハ 廃棄物の処理を業として営む者(その子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。))又は親会社等(同条第四号の二に規定する親会社等という。))が廃棄物の処理を業として営む者を含む。</li> <li>ニ その役員又は令第六条の十に規定する使用人のうちに次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) イ又は法第十四条第五項第二号ロに該当する者</li> <li>(2) 第九条の二の七第二項の規定により指定を取り消された日に取り消された法人の役員又は令第六条の十に規定する使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>ホ 法第十四条第五項第二号へに該当する者</p> <p>(業務規程)</p> <p>第九条の二の三 指定を受けた者は、業務の開始前に、次の事項を記載した業務の実施に関する規程(第五項及び第九条の二の七第二項第三号において「業務規程」という。)を定め、環境大臣の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務を行う時間及び休日</li> <li>二 業務の実施方法</li> </ul>	<p>(新規)</p>

三 業務に係る手数料の額及びその収納方法

四 業務を行う職員の選解任及び配置に関する事項

五 業務に係る秘密の保持に関する事項

六 帳簿及び書類の管理に関する事項（廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況の記録の保持に関する事項を含む。）

七 会計処理に関する事項

八 業務の適正な実施を確保するために必要な環境省に対する協力に関する事項

2 前項第二号については、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。

一 業務の依頼を受けた場合には、次号に掲げる理由その他の正当な理由がある場合を除き、遅滞なく業務を実施すること。

二 取引関係その他の利害関係を有する者からの依頼を受けないこと。

三 依頼者を不当に差別しないこと。

3 第一項第三号の手数料の額は、適正なものでなければならない。

4 第一項第八号については、環境大臣が業務の適正な実施を確保するために必要な限度で行う次の各号に掲げる求めに対し、これを断る正当な理由がない限り応じる旨を含めなければならない。

一 業務又は資産の状況についての報告を求めること。

二 前号の報告の内容を精査するに当たり、特に必要と認める場合又は同号の報告が著しく遅滞している場合に、指定を受けた者に通告の上、指定を受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類、その他の物件の検査を行うこと。

三 指定を受けた者の業務について必要な指示を行うこと。

5 指定を受けた者は、第一項の承認を得た業務規程を公表しなければならない。

（業務執行の決定の中立性の確保）

第九条の二の四 業務に関する理事会又は取締役会の決議について、次のいずれかに該当する理事又は取締役は、議決に加わることができない。

一 第九条の二の二第四号ハに該当する者

二 前号に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、役員若しくは令六条の十に規定する使用人又はこれらの役員若しくは使用人の配偶者若しくは二親等内の親族

（役員を選解任の届出義務）

第九条の二の五 指定を受けた者は、その役員を選解任があつた場合には、遅滞なく環境大臣に届け出なければならない。

（業務の休廃止）

第九条の二の六 指定を受けた者は、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の一月前までにその旨を届け出なければならない。

（指定の取消し）

第九条の二の七 環境大臣は、前条の規定により指定を受けた者が業務の休廃止を環境大臣に申し出た場合又は指定の必要がなくなつたと認める場合には、指定を取り消すものとする。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

2 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 指定を受けた者が、第九条の二の二第一号から第四号までに規定する要件に該当しなくなつたとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 指定を受けた者が、正当な理由なく第九条の二の三第一項の承認を受けた業務規程によらないで業務を行った場合であつて、その行状が特に悪質と認められるとき。

四 指定を受けた者が、第九条の二の四の規定に違反し、その他同条各号に掲げる者が社員総会その他の機関において議決権を行使したことにより、著しく不当な決議がなされたとき。

五 指定を受けた者が、第九条の二の五の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 指定を受けた者の職員がその業務に関し賄賂を受受したことその他の業務に対する信頼を失墜させ、又は指定を継続することが適当でない事実があると認められるとき。

(指定の取消しの際の情報提供)

第九條の二の八 前條の規定により指定が取り消された場合には、指定を受けていた者は、環境大臣が指定する者（環境大臣が指定する者が指定されていない場合には、環境大臣）に対し、その保持する廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況に関する情報を提供するものとする。

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十條の四 (略)

258 (略)

9 第九條の二の二から第九條の二の八までの規定は、第三項の規定による指定について準用する。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十條の十二 (略)

2 第九條の二第二項から第九項まで及び第九條の二の二から第九條の二の八までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、第九條の二第二項第十五号中「令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）とあるのは「令第六条の十三第三号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第四項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第七項中「優良産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「令第六条の十三第三号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九條の二第八項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(新規)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十條の四 (略)

258 (略)

(新規)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十條の十二 (略)

2 第九條の二第二項から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）とあるのは「令第六条の十三第三号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第四項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第七項中「優良産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「令第六条の十三第三号に掲げる者」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九條の二第八項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の十六 (略)

- 2 第十条の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十六の二第二号」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十二条の十一 (略)

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
  - 一 一三 (略)
  - 四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(前条第六号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。前条第六号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。))

(準用)

第十二条の十二の十九 (略)

(略)	(略)	(略)
第六条の二十四の八第四項第十六号	法第七条第五項第四号イからハまで	法第十四条第五項第二号イからハまで
(削る)	(削る)	(削る)
第六条の二十四の八第四項第十七号	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号ハ

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の十六 (略)

- 2 第十条の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第八項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十二条の十一 (略)

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
  - 一 一三 (略)
  - 四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(前条第六号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。同条第一項第二号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。))

(準用)

第十二条の十二の十九 (略)

(略)	(略)	(略)
第六条の二十四の八第四項第十六号	法第七条第五項第四号イからハまで	法第十四条第五項第二号イからハまで
第六条の二十四の八第四項第十七号	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ
第六条の二十四の八第四項第十七号	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号ハ

第六条の二十四の八第四項第十七号、第十八号、第十九号及び第二十号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(略)	(略)	(略)
第六条の二十四の九第三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
第六条の二十四の九第三項第一号及び第二号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の二十四の九第三項第二号ハ	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号
(監)	(略)	(略)

様式第七号（第十条の二関係）

(略)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

様式第七号の二（第十条の二関係）

(略)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

様式第九号（第十条の六関係）

(略)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

様式第九号の二（第十条の六関係）

(略)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

第六条の二十四の八第四項第十七号、第十八号、第十九号及び第二十号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(略)	(略)	(略)
第六条の二十四の九第三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
第六条の二十四の九第三項第一号及び第二号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の二十四の九第三項第二号ハ	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号
(監)	(略)	(略)

様式第七号（第十条の二関係）

(略)

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

様式第七号の二（第十条の二関係）

(略)

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

様式第九号（第十条の六関係）

(略)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

様式第九号の二（第十条の六関係）

(略)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無  
有・無

第二 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正) の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一号、第十条の四の二第一号、第十条の十二の二第一号及び第十条の十六の二第一号の改正規定は公布の日から、附則第四条の規定は令和二年八月二十四日から施行する。</p> <p>第三条 法第十四条第七項又は第十四条の四第七項の許可の申請を行った者であつて、従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。)の始期が令和二年七月一日より前であるものに対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十条の四の二第二号の表の力の項の上欄及び第十号の十六の二第二号の表の力の項の上欄の規定の適用については、第十号の四の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)とあり、第十号の十六の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)」とあるのは、「当該許可の更新の申請の日前六月間(令和二年十二月三十一日までの間の当該許可の更新の申請を行う場合にあつては令和二年七月一日以降)とする。」</p> <p>(準備行為) 第四条 環境大臣は、施行日前においても、新規則第九条の二第四項及び第五項並びに第九条の二の二から第九条の二の八まで(これらの規定を新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。、指定の取消しに係る部分を除く。)並びに第十条の四第三項及び第四項並びに同条第九項において準用する新規則第九条の二の二から第九条の二の八まで(これらの規定を新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。、指定の取消しに係る部分を除く。)の規定の例により、新規則第九條の二第四項(新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。、及び第十号の四第三項(新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において、新規則第九条の二第四項(新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。、及び第十号の四第三項(新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により指定を受けたものとみなす。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一号、第十条の四の二第一号、第十条の十二の二第一号及び第十号の十六の二第一号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第三条 法第十四条第七項又は第十四条の四第七項の許可の申請を行った者であつて、従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。)の始期が令和二年七月一日より前であるものに対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十条の四の二第二号の表の力の項の上欄及び第十号の十六の二第二号の表の力の項の上欄の規定の適用については、第十号の四の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)とあり、第十号の十六の二第二号中「当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)」とあるのは、「当該許可の更新の申請の日前六月間(令和二年十二月三十一日までの間の当該許可の更新の申請を行う場合にあつては令和二年七月一日以降)とする。」</p> <p>(準備行為) 第四条 環境大臣は、施行日前においても、新規則第九条の二第四項及び第五項(これらの規定を新規則第十条の十二第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。、指定の取消しに係る部分を除く。)並びに第十号の四第三項及び第四項(これらの規定を新規則第十条の十六第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。、指定の取消しに係る部分を除く。)の規定の例により、新規則第九條の二第四項(新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。、及び第十号の四第三項(新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において、新規則第九条の二第四項(新規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。、及び第十号の四第三項(新規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により指定を受けたものとみなす。</p>

1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十の二第二項第四号及び第十二条の十二の十九の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令により改正される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の四、第十条の十二及び第十号の十六の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令によつて改正され、次いでこの省令によつて改正されるものとする。